「特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日」（金融商品取引法第 34 条の 3）ならびに「特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日」（同第 34 条の 4）につきましては、弊社では、承諾日以降最初に到来する 3 月 31 日とさせていただきます。